

羽生市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震改修工事を実施した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより地震に対する木造住宅の耐力を確保し、安全な住宅の整備を促進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、羽生市補助金等交付規則（昭和44年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士又は木造建築士の資格を有する者（以下「建築士」という。）が、次に掲げる住宅について行う地震に対する耐力診断をいう。

ア 建築確認に基づき昭和56年5月31日以前に着工し建築された住宅（居住部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む。）

イ 上2階建以下の木造在来工法による一戸建住宅

(2) 耐震改修設計 耐震診断による上部構造評点（財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点をいう。以下同じ。）が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全ではないと診断された建築物において、上部構造評点が1.0以上並びに地盤及び基礎が安全となるよう改修する設計を実施することをいう。

(3) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づく工事を実施することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 耐震改修工事に係る建築物（以下「対象建築物」という。）を所有し、かつ、居住していること。

(2) 補助金の交付申請日までの市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、耐震改修工事に係る経費であって、次に掲げる全ての

要件を満たすものとする。

- (1) 建築士が実施した耐震改修設計に基づき行う耐震改修工事であること。
 - (2) 耐震改修工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者が行うものであること。
 - (3) 耐震改修工事に係る経費の額が、20万円以上であること。
 - (4) 耐震改修工事が、当該補助金の交付申請日の属する年度の3月31日までに完了すること。
- （補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額とし、20万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一の建築物において1回とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、羽生市木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市税に未納がない証明書
- (3) 対象建築物の登記事項証明書又は家屋評価証明書
- (4) 対象建築物の所在地を示す案内図及び現況の写真
- (5) 耐震診断の結果報告書の写し及び関係図面
- (6) 耐震改修設計の設計図及び耐震改修実施後の耐震診断書
- (7) 耐震改修工事の見積書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、羽生市木造住宅耐震改修補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

（耐震改修計画の変更等）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、耐震改修の計画を変更し、又は中止しようとするときは、羽生市木造住宅耐震改修補助金交

付申請変更等承認申請書（様式第3号）に、当該変更に係る書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

（耐震改修の完了報告）

第9条 交付決定者は、耐震改修工事が完了したときは、羽生市木造住宅耐震改修完了報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

- （1） 耐震改修工事の契約書の写し（費用の内訳書を含む。）
- （2） 耐震改修工事の費用の領収書の写し
- （3） 耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後における実施箇所の写真
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第10条 市長は、前条に規定する完了報告書の内容を審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、羽生市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、羽生市木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第6号）により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。